

第65回議会運営委員会記録

令和3年5月14日

【開催日】 令和3年5月14日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時25分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

議員	杉 本 保 喜		
----	---------	--	--

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	山 田 伸 幸	議員	吉 永 美 子

【執行部出席者】

なし

【参考人出席者】

参考人	高 橋 泰 男	参考人	樋 口 晋 也
-----	---------	-----	---------

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	島 津 克 則
主査兼議事係長	中 村 潤之介	議事係主任	原 田 尚 枝

【付議事項】

- 1 高橋参考人の不穏当発言の議会对応についての陳情および陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について
- 2 陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について
- 3 令和3年第2回（6月）定例会に関する事項について
 - (1) 会期案について 議案名・・・資料1
 - (2) 市長の就任挨拶
 - (3) 執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介
申し合わせ事項129により行う。
 - (4) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について

- (5) 人事案件について
- (6) 選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について
- (7) 代表質問について・・・資料 2
- (8) 議事日程案について・・・資料 3
- (9) 陳情・要望書の取扱いについて・・・資料 4
- (10) 抗議文、要望書の取り消しについて・・・資料 5
- (11) エコスタイルについて
- 4 モニター意見について・・・資料 6
- 5 標準市議会会議規則の一部改正に伴う取扱いについて・・・資料 7
- 6 その他
 - (1) 議会運営委員会の開催日
 - (2) 全員協議会の開催日時
 - (3) その他

午後 1 時 3 0 分 開会

長谷川知司委員長 ただいまから、第 6 5 回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は、お手元の資料に書いてあるとおりです。1、高橋参考人の不穏当発言の議会対応についての陳情及び陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について。これにつきまして、参考人と本委員会にお呼びすることについてお諮りいたします。陳情者を参考人として本委員会にお呼びし、意見を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定しました。参考人には、陳情者であります高橋泰男さんをお呼びしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）このように決定しました。では、参考人を本委員会にお呼びする日時については、この後すぐ行います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定しました。それでは参考人をお呼びします。準備ができるまで、そのまましばらくお待ちください。

(高橋泰男参考人 入室)

長谷川知司委員長 では、高橋参考人の不穏当発言の議会对応についての陳情及び陳情等による参考人の発言の所在等に関わる陳情書についてについてを審査します。本日は参考人として陳情書提案者であります高橋泰男さんの出席を得ております。それでは委員会を代表して、参考人の方へ一言御挨拶申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席していただき、ありがとうございます。委員会を代表して心から厚く御礼申し上げますとともに、忌たんのない御意見をお述べくださるようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情書について、参考人の方から説明していただき、その後質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださいますようお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑することができないことになっておりますので、御了承願います。では、陳情書の内容について、参考人から説明を求めます。高橋泰男さん、お願いします。

高橋泰男参考人 高橋です。日々の議会運営の尽力に敬意を表します。昨日の議会運営委員会についてですが、私の発言に対する陳情書が再度提出されたことに驚くとともに、このような陳情が二度も取り上げられたことに非常に残念な思いを持っています。確かに、先日の私の発言については、後日取消しの申立てを実施しています。しかし、取消しの理由は御遺族の方への配慮であり、決してうそ偽りを申したからではありません。発言後は御遺族の方ともお話をし、その発言自体には了承を得ています。医学的に100%の関連を明らかにすることは困難ですが、亡くなられた仲買人が最後まで市場の行く末を案じておられたことは、御遺族も認めておられるところです。このような陳情で、私の提出した陳情書の趣旨や、605名の陳情への賛同署名をしていただいた方々の思いが無駄にならないようお願いしています。議長におかれましては、以下の点を参考いただき、今後このような陳情については受取をされず、貴重な議会運

営の時間を無駄にされることのないようお願いいたします。1、陳情の取り上げ方について。一連の陳情には「このような事実があるのでしょうか」「あたかも」等と書かれており、事実関係の調査や裏づけを行った形跡は全くなく、憶測に基づいているもののようです。議会は個人的な感情や自己顕示欲を満足させる場ではありません。憶測だけで出された陳情は、そもそも議会運営委員会で取り上げるべきではないと考えます。2、陳情の内容について。陳情の内容は、新市場開設者への謝罪文の要求等、本来の議会権限を越える範囲で行われています。陳情者本人も自身のフェイスブック上でそう述べており、本来、議会に求めることではないことを認識した上での陳情と思われます。議会においては、このような陳情に貴重な時間を割くべきではないと考えております。最後に。本陳情者は自身のフェイスブック上にて、私の委員会での発言部分映像を切り取り、今回の陳情とともに提示し、個人が特定できる状況にした上で、不特定多数が閲覧可能な状態にしておりました。このような行動は、私の名誉を毀損する行為であるとともに、陳情に賛同して下さった605名の皆様の思いを踏みにじる行為であると考えます。また、これは今回に限ったことではありません。本陳情者は、度々議会や委員会等の映像を加工し、自身のフェイスブックやユーチューブ等で他者を誹謗するような内容とともに公開をしています。本陳情者は、議会モニターにも名を連ねておられますが、議会中継の転載や加工は議会事務局の許可の下に行われていることなのではないでしょうか。もし、無断で議会の様子を転載し、他者をおとしめるように利用しているのであれば、議会モニターとしての資質にも疑問を持たざるを得ません。この件についても、本意見書をもって併せて調査・回答いただくようお願いいたします。以上です。

長谷川知司委員長 今、高橋参考人から意見が述べられました。このことについて、皆様からの質疑等があればお受けします。

山田伸幸議員 事務局にお伺いします。この文章の中で、取消しと書かれてい

るんですけど、実際に記録からは削除されているのでしょうか。

長谷川知司委員長 参考人に関することじゃないので、事務局が答えられるまで、ちょっと時間をください。

島津議会事務局次長 発言の取消しがあった点については、議事録上は今に残しておりません。「〇〇〇」という形で表記しており、記録上は取消ししております。それが今完成してホームページ上に載せてあるかどうかは、今確認しております。

長谷川知司委員長 山田議員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにはありませんか。

高松秀樹委員 高橋さんは、この陳情で議会宛てに陳情されている部分は、算用数字で書かれている1番と2番だと思います。1番は、こういう臆憶測だけで出された陳情は、議運で取り上げるべきではないというのがまず1点。2点目が、つまりこういう陳情に議会は時間を割くなど。こう考えてよろしいんですか。

高橋泰男参考人 はい、そうです。

長谷川知司委員長 高橋さんに対して、ほかに質問等はありませんか。

山田伸幸議員 1で、陳情の取り上げ方についてとありますが、この中で事実関係の調査や裏づけを行った形跡は全くなく、憶測に基づいているものようですとあるんですけど、実際にそういう聞き取り調査等とかは行われていたのか、行われていなかったのか。その点いかがですか。

高橋泰男参考人 後日、当事者の方に確認をしたところを、全くないそうです。

長谷川知司委員長 当事者にはなかったと。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、これで高橋さんへの質疑を終わりたいと思います。以上で陳情者に対する説明が終わりました。質疑も終了しました。参考人の方に一言御礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席していただき、貴重な御意見を述べていただいたことに対し、心から感謝いたします。頂きました貴重な御意見等は、今後本委員会での審査や議会運営に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは議会運営委員会を休憩します。

午後 1 時 4 4 分 休憩

午後 1 時 4 8 分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、議会運営委員会を再開します。次に付議事項 2、陳情者による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について。これについて、参考人を本委員会にお呼びして意見を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、参考人には陳情者であります樋口晋也さんをお呼びしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定しました。では、参考人を本委員会にお呼びする日時については、この後、2時からということとしたいと思いますが、よろしいでしょうか（「はい」と呼ぶ者あり）。では、それまでしばらく休憩にします。樋口氏は対面式を希望されており、会場を作る必要もありますので、2時まで休憩とします。

午後 1 時 4 8 分 休憩

（樋口晋也参考人 入室）

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、委員会を再開します。では、陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書についてを議題として審査を行います。本日は参考人として陳情書の提案者であります樋口晋也さんの出席を得ております。それでは委員会を代表して、参考人の方に一言御挨拶申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席いただき、本当にありがとうございます。委員会を代表して心から厚く御礼申し上げますとともに、忌たんのない御意見をお述べくださいますようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情書について、参考人の方から説明していただき、その後質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言してくださいますようお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して質疑をすることができないこととなっていますので、御了承願います。では、陳情書の内容について、参考人から説明を求めます。樋口晋也さん、お願いします。

樋口晋也参考人 こんにちは。今日はどうぞよろしくようお願いいたします。陳情書ですので、陳情についての御説明をさせていただきます。前段文章が幾つかありますが、内容は、一番下に書いております議会で、こうして私も含めて参考人による不穏当な発言の対処方法について、明確にルール化するべきではないか、一定のルール化が必要ではないかということ。二つ目が、不適切な不穏当な発言があった場合の責任の所在、あるいは責任の取り方、あるいは責任を取らないなら取らないという議会の姿勢を明確にするべきではないかということです。このことは、先ほど陳情に来られた仲買人組合の高橋組合長の陳情書にもありましたが、議会運営委員会で憶測だけで出たような陳情は取り上げるべきではないんだと。二つ目が、くだらん陳情について貴重な時間を割くべきではないんだというところに、ある意味では通じるところでもあります。そこの根拠を、

やはり議会として明確にすべきではないかと。やはり、この開かれた議
会を運営されている山陽小野田市議会において、新しいことを生み出そ
うと皆さんが努力されている中で、こういった事態が今後も起きる可能
性があります。それを一委員長の責任ということではなくて、委員長に
その権限が与えられるなら与えられるということが明確になってもいい
んではなかろうかと考えております。ですから私がここに書いておりま
すことは、本来議会としてどうあるべきかということ、新たな課題と
して考える必要があるのではないのでしょうかということです。結論はそ
こなんです、そこに至る経緯は、ある意味高橋組合長の陳情が余りに
もお粗末で破廉恥な内容だったんで、こういう問題提起ができたという
意味では、これはいいきっかけであったと思います。高橋参考人のあの
ときの発言は、軽々に口にすることもよろしくないんですが、人の死とい
うものをどう捉えるかというもので、市場の開設者としてふさわしいか
どうかということと全く関係のないことだったと私は理解しています。
それに対して、今回、意見陳述がありました、そうしたら、またその
反論の陳情が出てくる。私がこれに対して反論の陳情書を出したら、議
会が本当に喧嘩の場になるんです。僕はそこまで破廉恥なことをする
つもりはもちろんないんですが、ただ今後起こりうることだと思ってい
ます。陳情を出したらそれに対して反論してきた。それに対してまた反
論していく、また反論してきた。一体、じゃあ議会がそんなふざけた場
になっていいんですかと。そういう意味ではこの高橋さんが自ら言われ
ているように、やはり一定の歯止めがどこかで要る。では、歯止めを議
長の権限だけに委ねるのか。委員会になるのか。やはり、そこは議会が
しっかりと、これから新しい議会に絶えず模索して行っている状況だ
と思うので、是非、そこを考えていただきたい。そういう意味で、私の陳
情の1番、2番があると御理解いただきたい。甚だ簡単ではございます
が、以上で説明といたします。ありがとうございました。

長谷川知司委員長 はい、ありがとうございました。ただいま樋口さんから説
明がありました。これについて皆様方から質疑を受けたいと思います。

ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）分かりました。それでは以上で質疑を終了します。参考人の方に一言御礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に出席していただき、貴重な御意見を述べていただいたことに対し、心から感謝します。頂きました貴重な御意見等は、今後、本委員会での審査や議会運営に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは、議会運営委員会を暫時休憩します。

午後 2 時 7 分 休憩

（樋口晋也参考人 退室）

午後 2 時 1 5 分 再開

長谷川知司委員長 休憩を解きまして、委員会を再開します。報告が遅れましたが、杉本議員は欠席届が出ておりますので、本日は欠席です。以上報告します。

山田伸幸議員 先ほど言いましたが、この陳情書にあります、参考人について案内されるわけですけど、その際に、例えば委員長が冒頭読み上げられたような注意書きのようなものが、その案内文章に書かれているのかどうか。その辺はいかがでしょうか。

中村議会事務局主査兼議事係長 記載していません。

長谷川知司委員長 はい、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、先ほどの付議事項 1、付議事項 2 をどのように取り計らいましょうか。

河野朋子委員 陳情についてそれぞれ陳情者を呼んで、参考人として意見を聞いたところですけども、この陳情はちょっと、先ほど陳情者も言われ

ていましたが、両者で少し共通する部分というか関連する部分もあつたり、議会運営委員会あるいは議会の課題という部分もかなり大きかったりしたと思います。基本条例が平成24年に制定されてから、陳情や請願について参考人を呼ぶということを明記して以来、正直言って、ここに来てこういう問題が起きるということ自体、想定していなかったんですよね。そういった意味では、参考人を呼んで審査をするということに対しては、かなり開かれた議会として、議会改革の一環としてやってきたわけですが、ここに来てこういった問題が起きて、それに対処しなくてはいけないという課題が見えてきました。即結論を出すとか、即方策が見付かるような状況でもないので、少し検討が要るかなとは感じました。いろいろ検討するためにも、もう少し会派なりで慎重に検討する時間を設けて、また持ち寄って審査を進め、結論に導いていくというようなことをしなくてはいけないのかなと思いました。皆さんはいかがでしょう。

長谷川知司委員長　やはりこの問題は大事なことです。会派に持ち帰ってよく検討した上で協議したいという意見でした。ほかにはありますか。そのように取り計らってよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、一旦これについては、今日はここまでとします。皆様、会派あるいは議員同士でよく協議しておいてください。では、付議事項3、令和3年第2回定例会に関する事項について、事務局からお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長　それでは(1)会期案についてから(8)議事日程案についてまでを一括で説明させていただきます。(1)会期案についてです。5月20日木曜日から6月15日火曜日までの27日間としたいと思います。議案名については、資料1を御覧ください。総務文教常任委員会所管が5件、民生福祉常任委員会所管が3件、産業建設常任委員会所管が1件、一般会計予算決算常任委員会所管が2件、2ページ目になりまして人事案件が3件、報告が6件となり、市長提出案件として同意案件を含めました議案14件と報告6件になっています。それと行政報

告が1件あります。引き続きまして、(2)市長の就任挨拶になります。本会議の開会宣言後に市長が就任挨拶を行うことになろうかと思えます。これも4年前と同様で考えております。(3)執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介。こちらは申し合わせ事項129により行うことになります。申し合わせ事項を参考に掲載しておりますので御覧ください。(4)宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について。こちらでも申し合わせ事項44により行います。記載しておりますので御覧ください。吉永議員が報告されると聞いております。(5)人事案件についてです。資料1にありました、三つの人事案件についてですが、こちらは申し合わせ事項62により行うことになろうかと思えます。こちらでも参考に申し合わせ事項を掲載しておりますので御覧ください。なお、こちらについては同意が得られましたら、その後、通例ではこれまで挨拶していただいております。(6)選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙についてです。選挙管理委員4人及び同補充員4人の任期が7月5日をもって満了するため、定例会最終日に議会において選挙を行うことになります。こちらでも申し合わせ事項50になりますが、掲載しております。後ほど今日の委員会が終わりましたら、委員の皆様、そして議員の皆様に候補者のお名前を記載したものをお配りしようと思っております。今日出席されていない会派に所属されていない議員については、委員長と副委員長で、配布の手続を検討していただけたらと思えます。そして、(7)代表質問についてです。資料2を御覧ください。例年と同様なので、読み上げなくてもよろしいでしょうか。いかがいたしましょうか。

長谷川知司委員長 主なところと昨年と違うところがあれば言ってください。

中村議会事務局主査兼議事係長 かしこまりました。1は飛ばします。もう今までどおり、会派で事前に政策論議を十分に行い、その結論を発言すべきであり、会派の政策を知ることができるとなっておりますので、内容はそのように準じて行っていただけたらと思えます。実施時期は、市長選挙がありましたので、施政方針のあるこの6月定例会となります。通

告は(2)のところにありますように、「1、令和3年度施政方針について」と記載していただけたらと思います。それ以外は今までどおりで変わりありません。(7)の通告書の提出について。5月21日金曜日の正午までに代表質問通告書の提出、そして抽選を行います。週が明けて24日月曜日の正午までに代表質問趣旨書の提出をお願いします。そして、午後1時から質問者間での質問の調整を行いまして、午後2時から午後5時までの間に聞き取りを行っていただくようお願いいたします。以上を踏まえまして(8)議事日程案に入ります。資料3になります。順に説明いたします。5月20日木曜日午前10時から本会議を開会しまして、まずここで会期の決定の前に、開会宣言後、先ほど言いましたように、市長就任の挨拶があろうかと思えます。そしてその後に、執行部の異動のあったものの自己紹介が入ってこようと思えます。そして、それから会期の決定、諸般の報告、これは行政報告が先ほどありました1件と、議会からの事務報告です。続いて、宇部・山陽小野田消防組合議会の報告。終わります。同意3件を一括上程、提案理由の説明、質疑討論及び採決で、即決になります。続いて、報告6件を一括報告及び質疑まで。これを終えまして、令和3年度施政方針並びに議案11件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託になります。21日金曜日、一般質問の通告締切りと代表質問の通告締切りが同じ時刻の正午までになっておりますので、される方はお忘れなく出していただくようお願いいたします。午後1時から議会運営委員会を開会しまして、一般質問と代表質問に係る議運を開くことになります。22日土曜日と23日日曜日は休会。24日月曜日は、先ほど申した代表質問趣旨書の締切りと一般質問聞き取りもこの日の正午までをお願いできたらと思います。代表質問の趣旨書が終わりまして、先ほどの調整がありますので、午後5時までの聞き取りをお願いします。25日火曜日は午前9時から総務文教常任委員会と一般会計総務文教分科会、午前10時から産業建設常任委員会と一般会計産業建設分科会を予定しております。26日水曜日と27日木曜日は休会としています。28日金曜日は午前10時から本会議を開会しまして、付託案件である議案第48号に対する委員長報告、質疑、討論及び

採決になります。これは小型自動車競走事業特別会計の採決を予定しています。委員会の採決が終わりましたら、この日の本会議での採決を予定しています。本会議終了後、民生福祉常任委員会と一般会計民生福祉分科会を予定しております。言い忘れましたが、25日火曜日の総務文教は第1委員会室、産業建設が第2委員会室を予定しています。28日の民生福祉は第1委員会室を予定しています。29日土曜日、30日日曜日は休会。31日午前10時から一般会計新型コロナウイルス感染症対策分科会を予定しています。こちらも第1委員会室を予定しております。1日は委員会予備日になります。2日水曜日は午前10時から代表質問になります。後ほど議論していただきたいことですが、お一人の最中の休憩と一人目と二人目の間の休憩を考えると30分時間が伸びますので、午前10時に開始すると二人目の終了が午後0時30分、つまり12時30分になります。このままの運用でよろしいか、一般質問と同様に時間を早めて行うかを後ほど協議いただけたらと思います。6月3日木曜日、4日金曜日、7日月曜日、10日木曜日は、それぞれ午前9時30分から本会議を開会し、一般質問の予定にしております。この間と言わなかった日にちは、それぞれ休会になります。6月11日金曜日は午前10時から一般会計予算決算常任委員会の全体会になります。12日土曜日、13日日曜日は休会。14日月曜日は議事整理のため休会で、6月15日火曜日の午前10時から本会議を開会しまして、先ほどの議案第48号以外の付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、そして先ほど説明しました選挙管理委員会の委員の選挙及び同補充員の選挙について、そして閉会中の調査事項についてという議事日程案を提示しております。以上、説明を終わります。

長谷川知司委員長 事務局から説明が終わりました。順に皆様の意見をお聞きします。まず、(1)会期案についてですが、これについて皆様意見があれば。では、先ほど言われました6月2日の代表質問の時間が10時からになっておりますが、それでいいかどうかお聞きします。一般質問は9時半からとなっております。皆様の意見をお聞きします。

高松秀樹委員 10時からやったら、12時30分。代表質問って60分でしょ。どういう計算そうでなるんですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 もう一度説明します。お一人目が10時からとして、30分行ったところで、コロナ対策としての換気のため10分休憩しています。なので、お一人目の途中からが10時40分からとなり、60分丸々行くと残りの30分で11時10分終了となります。そこから二人目までの休憩で11時20分になります。そこから二人目がスタートして11時50分までになります。10分休憩して12時になります。そこから30分なので12時30分、つまり午後0時半になります。

高松秀樹委員 一般質問も9時半から行っていますよね。きれいにその時間を消化することを考えれば、もう9時半に前倒しして始めて、ちょつきりという形のほうがきれいじゃないですかね。もちろん60分あるかないかという話になるんですけど、それはもう分かんないことなんで、そういう形でやったらいいと思います。

長谷川知司委員長 今、6月2日の代表質問を9時半から行ったらどうかという意見がありました。ほかに皆様から意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、6月2日は9時半からにします。それから、ほかにありませんか。

高松秀樹委員 今委員長が言われたのは、議事日程案の資料3の部分だったんですけど、そっちに入ってもいいんですか。

長谷川知司委員長 ちょっと待ってください。はい、いいです。どうぞ。

高松秀樹委員 今、議事日程案で、26日と27日が休会になっていますが、

これは議案第48号に関連することで休会になっているってことですか。

中村議会事務局主査兼議事係長　いいえ、こちらはそうではありません。当初、全国市議会議長会が予定されていたため、ここを休会として提示しておりました。

高松秀樹委員　6月8日と6月9日も休会で、一般質問が変な具合で入るんですが、これはどういう理由ですか。

中村議会事務局主査兼議事係長　こちらは当初、全国市長会が予定されておりました。それで休会にさせていただいております。

高松秀樹委員　両方、何か当初予定されておりましたということですけど、結局ないということですか。それともあるということなんですか。

中村議会事務局主査兼議事係長　市長会は、ちょっとお待ちください。会議自体は恐らく両方あります。書面とかウェブとかで。市長会のほうはちょっと確認させていただいてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

島津議会事務局次長　議長会は書面会議で行うことが決まっております。（発言する者あり）議長会は書面会議と先日、通知が来ております。

長谷川知司委員長　では、今ちょっと確認しております。ちょっとその間に私のほうからいいですか。5月21日、議会運営委員会が1時からとありますが、いつも12時まで通告締切りで、それから事務局でいろんな対応などがあります。1時からでいいかどうかちょっと確認します。

中村議会事務局主査兼議事係長　この日は代表質問の頭出しのみですので……

長谷川知司委員長　一般質問のチェックとかあると思うんですが。

中村議会事務局主査兼議事係長　もう既に今、議事日程で日にちは決めております。この施政方針のときの定例会のときの一般質問の出し方が、通告がここになっていますので、何も問題ないです。そこで人数が分かりますので。

長谷川知司委員長　時間が1時からでいいか、あるいは1時半でしたほうが安全じゃないかということなんですが。

中村議会事務局主査兼議事係長　問題ないと思います。

長谷川知司委員長　1時でいいですか。（発言する者あり）

中村議会事務局主査兼議事係長　すみません、では訂正させてください。今、例年どおりで問題ないとは思ったんですけど、委員長をはじめ委員の皆さんの御意向であれば、それは全然構わないと思います。

長谷川知司委員長　1時からというどうしても事務局が大変だと思いますので、2時からでいいですか。皆さんいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、2時からということで。今、市長会の日程を確認されていますが、高松委員、何かこの次の質問があれば。

高松秀樹委員　いや、理由が……

長谷川知司委員長　前に詰めるとかそういうことではないわけですね。

山田伸幸議員　議長会は詰められるということですよ。議長会はさっき書面という……

尾山議会事務局長　通告から一般質問の初日までの間がそう長いわけではない

ので、執行部からは仮に22日、23日が休会となったとしても、このスケジュールで進めてほしいという依頼は頂いています。

長谷川知司委員長 もう皆さんこの予定で段取りをある程度されているかもしれませんが。

尾山議会事務局長 これをちょっと縮めると、答弁資料の作成が厳しいと聞いております。

長谷川知司委員長 では、日程的にはこれで了解ということでしょうか。

山田伸幸議員 先日の議会運営委員会で発言しましたが、是非、平成30年9月議会での質問の訂正をしたいと思いますので、日程の中に、どこかで時間を頂きたいという申出です。

長谷川知司委員長 今、山田議員から意見を言う時間をくださいということなのですが、本会議場でされるということですね。

吉永美子議員 どういうことですか。ちょっと説明してください。

山田伸幸議員 先日の議会運営委員会で言ったように、発言する機会がなかったと言いましたので、その機会を今度の議会で頂きたいということです。

高松秀樹委員 今のは山田議員から本会議の初日に発言の申出がされたということではないんですかね。

長谷川知司委員長 そのように理解しました。一応、今、山田議員から議会初日に、平成30年9月議会での発言の訂正をしたいと思いますということがありました。

高松秀樹委員 発言の申出は分かりました。訂正と言われましたけど、どういう趣旨の発言をされるのか、山田議員からもう少し具体的におっしゃっていただきたいと思います。

山田伸幸議員 先日も説明しましたが、電気事業者と言ったんですが、実際には電気事業者の子会社であったということです、その点について述べたいと思います。述べた上で訂正をお願いしたいということで申し出たいと思っています。

吉永美子議員 この委員会で行われたので聞きますが、参考人として言われたんですね。違いましたか。だから参考人として、きちんとその手続をして述べたいということでここで言われないと、違うかな。私おかしかな。その辺の手続はちょっと初めてで分からないので、それでいいかというのはちょっとクエスチョンがあります。

山田伸幸議員 今までであれば事前に議長に申し出て、議会の冒頭なりで発言させていただいているんですが、この度は、市長の所信表明という部分もありますので、どういったところで発言すればいいかを調整していただきたいということがあります。

長谷川知司委員長 最初に市長の挨拶があるので、それは避けてということですね。先ほど高松委員も言われましたように初日、その最後でもということだと思いますが、そういう考えでいいですかね。

山田伸幸議員 いや、私が発言をしたいという申し出ですので、あとどこに入れるかは決めていただきたいと思います。

河野朋子委員 この件は陳情ですね。陳情が出されて、いろいろ議論があったり参考人を呼んで聞いたりとかいろいろしたんですけど、ここに来て

急にそうになったのが、ちょっと全然、委員としては理解できないんです。訂正する気があるのであれば、もっと早い時期にできたと思うんですけど、なぜそうになったのか、説明をお願いいたします。

山田伸幸議員 それは先日の、先ほど言われた参考人発言のときに、私は「そういう場を持てなかった」と言いましたので、それまでそういうふうに行ったこともなかったですし、裁判等もあって、今になったということで御理解いただきたいと思います。

伊場勇副委員長 「機会を与えてほしい」と山田議員から発言がありまして、この議会運営委員会で、しっかり検討していただきたいということをお願いされていて、より丁寧な対応の仕方をお願いされたと受け取っております。この本会議初日、開会宣言後に市長から就任挨拶があるということなので、いろいろその順序を考えると、先ほど委員長も申し上げましたが、5月20日本会議初日の最後に、議長から、山田議員から発言の申出がありますということで、山田議員が訂正発言をされたらどうかと思っております。以上です。

高松秀樹委員 恐らく順番があれこれしているんですけど、山田議員は、議長に対して発言の申出をされたと。されたんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）発言申出を受けて、日程のどこに追加するのか諮ってくれという話が山田議員からあるから、僕らも恐らく分かりにくかったんですけど、そういう話ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それで、冒頭は市長の所信表明があるから、冒頭じゃなくて最後がいいんじゃないのかというのが、山田議員の意見ですけど、議運の中でそこに追加する日程が適当なのかどうなのかを諮ればいいんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。いいです。

矢田松夫副議長 今、高松委員が言うたのはそのとおりのことなんです。どこに入れたらいいかというのを決めればいいと。では、今まで議論してきた

陳情書についての議運との関わりをどうするのかということです。もうそれはもう全部水に流してチラにして、次の段階に行くのかというところはちょっと今釈然としないところは僕もあるんです。みんなもあると思うんですよね。その二通りを考えるのか、もう言われたことで済むのか。そのやっぱり扱いを、ここできっちり議論しておかないと、もう1回陳情書について、まだ議運でやるのかね、その辺をはっきりせんといけないと思うんですよ。個人的な意見ではなく、僕は流れについて質問しただけです。

高松秀樹委員 山田議員の発言の内容が分かりませんが、山田議員の本会議初日にすると思われる発言と陳情の今後の扱いは、基本的に関係ないと思っています。陳情は陳情でももちろん結論を出していくということだと思いますよ、副議長。だから山田議員が発言したことによって全ての陳情が水に流れたということにはならないということだと思います。

河野朋子委員 今そうやってやり取りをして、やっと何かこう全体像が見えてきました。いきなり「発言の時間をください」と言われたんで。陳情の件はどうなったんですかというのが、多分、正直な気持ちで、吉永議員もそうだと思うんです。結局、あの議論はどうなったのかとか、あの議論からそこに導かれたのかとかというのが見えなかったから質問したんであって、その辺をもう少し分かりやすく、どなたに言ったらいいか分かりませんが、その辺がちょっと言葉足らずだったので、クエスチョンがありました。今、やり取りする中でやっと見えたので、日程に入れることについて全然異議ないですし、その場所というか順番を考えたときに、そこが適当だと思いますけど、その前のことがちょっと納得いかなかったんで質疑させていただきました。

長谷川知司委員長 あくまでも、今ある陳情とは別に考えてください。陳情は陳情で動いていますので。

吉永美子議員 それは分かるんですが、前回参考人として来られたときに、機会を逃しましたと。だったら今後そうしたいと思いますという言葉がなかったんですよ、要は。あったんだったら、あのとき言ってそれで動いたんだなって分かるけど、全くなかったですよ。「謝罪もしていません」と言われたし、「機会を逃しました」だけしか言われなかったんですよ。次のときに、こうしたいと思いますと発言があればいいのになと私は思ったぐらいだったから。それが全くなかったんですよ。それでいきなりってことだったから、どういうことかなって思うのは当然じゃないでしょうか。

長谷川知司委員長 やはり時がたてば、いろんな考えが出てくるというのはあります。以上でよろしいでしょうか。

矢田松夫副議長 それでは、陳情書については、影響があるかないかというのは、その当日の山田議員の発言を聞いてみないと分からんと、こういうことですね。例えば陳情書そのものを取り下げるとか、あるいは意見を言うだけであって謝罪の場ではないとか、いろんなことが予想されると思うんだけど、今後のことについては全く想定されていないと。ただ、あの場で発言するだけであると。どういう発言かは分からんし、ここで聞くこともないし、皆さんも分からん。知っているのは本人だけと。こういう理解でいいんですか。

長谷川知司委員長 当然、私もそのことについては一切分かりません。

高松秀樹委員 事務局に聞くんですけど、こういう場合その発言の通告は、どう理解したらいいんでしょうか。

中村議会事務局主査兼議事係長 別例ですけど、これまでも、ある議員が本会議で発言をされるときには、正式な通告は頂いていなかったように思います。つまり、事前の内容を正式に公の場で文面を見るような状態には

なかったように思います。だから議運で中身を見ることも、当然なかったように思います。

高松秀樹委員 慣例でそういうやり方をやっていて、それはそれでいいんですけど、発言通告制を敷いているというような状況の中で、こうやって議長に言ったり議運で言ったりして、その発言を求めたということじゃないですか。つまり動議で発言するわけじゃないですよ。だから、そういうときに本当に通告の必要がないのかどうなのかが、ちょっと気になったんです。是非、今後私どももちょっとそこは勉強しますが、事務局もちょっと調べておいてほしいと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 かしこまりました。

長谷川知司委員長 今後、私たちも勉強しないといけないですが、今回特に最初に市長の挨拶があるということも考慮されたんじゃないかなということもありました。では、これで終わっていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、(8)までで何かありますか。

島津議会事務局次長 市長会については書面会議かウェブ会議かはっきりしておりません。まだ正式には決まってないそうです。

長谷川知司委員長 ほかに何かありますか。では、(8)までを終わらせて、次に(9)陳情・要望書の取扱いについて。事務局からお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 (9)は資料4になります。3種類出ておまして、ページを連番で打っておりますので分かりにくくて申し訳ありませんが、それぞれ件名を申し上げます。一つ目が、「要望書」。これは中身を少し書かないといけませんでしたので、概要を次第に入れておりますが、読み上げます。令和元年12月議会に提出された市営住宅条例の一部改正に関する議案について。審議が不十分であったため説明を要

望するというような内容のものでありました。それが11ページまで添付資料も併せて出ております。続いて、二つ目の陳情・要望書、「市場休場に伴う農林水産課からの出荷者宛て文書について」が出ております。これが14ページまでです。先ほど陳情者の名前言い忘れまして申し訳ありません。一つ目が下瀬俊夫様から、二つ目が徳富様から出ております。三つ目が15ページになります。「地方卸売場不認定の振り返りと次回認定申請について」。これが小野田中央青果仲買人組合組合長高橋様と副組合長徳富様の連名で出ております。今定例会の期日までに出たものはこの3件になります。調査委員会の決定をお願いします。

長谷川知司委員長 資料4について、調査委員会を決めたいと思います。

伊場勇副委員長 産業建設委員会だと思います。

長谷川知司委員長 産業建設常任委員会という話がありました。ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、産業建設常任委員会ということでお願いします。次、資料5について。市場休場に伴う農林水産課からの出荷者宛て文書について。この担当はどうですか。

伊場勇副委員長 産業建設常任委員会をお願いしたいと思います。

長谷川知司委員長 産業建設常任委員会よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次。地方卸売場不認定の振り返りと次回認定申請について。これについての担当委員会はどうか。

伊場勇副委員長 産業建設常任委員会をお願いしたいと思います。

長谷川知司委員長 以上、産業建設常任委員会ということでしたが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、担当委員会をお願いしたいと思います。次、(10)抗議文、要望書の取り消しについて。資料5です。

事務局からお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 今回の続きのページに資料5を付けております。タイトルのとおりですが、「抗議文、要望書の取り消しについて」。ここに書いてありますとおり、3月2日に提出されておりました抗議文の取消し、それから3月18日に追加で出された要望書、この二つを取り消していただきたいという旨の文書になっております。よろしくお願いします。

伊場勇副委員長 取消しということは、抗議文も要望書も何かこう記録からなくなるということはないですね。資料としては残っていくということですよ。

中村議会事務局主査兼議事係長 そうなると思います。

長谷川知司委員長 確認します。記録は残るということですね、取消しということ。

中村議会事務局主査兼議事係長 はい、そうなります。

長谷川知司委員長 (11)エコスタイルについて。事務局からお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 もう既にネクタイをされていない議員の方もいらっしゃいますが、市においても5月1日から10月31日まで、クールビズ・エコドライブキャンペーンということで、その期間はクールビズ、いわゆるネクタイを外して上着を着ないという取組をしております。通例、5月1日からになっておりますので、今後の本会議においてもそうなりますが、初日は先ほど申しました挨拶などがありますので正装で来ていただいて、それ以後はクールビズで対応ということになります。よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

長谷川知司委員長 では4番、モニター意見について。資料6です。ちょっと5分ほど休憩して、3時5分からにしたいと思います。

午後2時58分 休憩

午後3時7分 再開

長谷川知司委員長 では休憩を解きまして、委員会を再開します。次に4、モニター意見について。資料6であります。これにつきましては、前回皆様方で話し合ったことを基に、委員長と副委員長で協議してまとめておりますので、副委員長から読み上げていただきます。

伊場勇副委員長 それでは、資料6です。モニターからの意見のところは、前回皆さんも目を通して思うので読み上げません。まず12月3日付けの藤永さんからの意見に対しての議会の考えと対応ということで、1のアについては、「前文に明記しています。また、前文を具現化する内容を条文に含んでいます。」という回答にしております。

長谷川知司委員長 今の回答で皆様、意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。

伊場勇副委員長 次は、1のイについてです。「第9条で指す政策討論会は、会派にあっては会派代表者が、会派に属さない者にとってはその者が議長に議題を申し入れて実施されるもので、本会議や委員会での討議とは違うものです。」としています。以上です。

長谷川知司委員長 これについて皆様、意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。

伊場勇副委員長 1のウについて。「政策討論会の趣旨である政策立案や政策提言を推進するためには、共通認識が必要と考えます。」としています。

長谷川知司委員長 皆様方、意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。

伊場勇副委員長 次、2です。2は、「議会運営委員会の趣旨上、議長の諮問事項を審議することが主であり、公開することが執行機関に対して緊張感放棄していることにはならないと考えます。」という回答です。

長谷川知司委員長 これについて皆様、意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。

伊場勇副委員長 次、3はアとイとウの項目にあります。まとめて回答として、「現在、アの方法で運営運用をしています。」ということです。

長谷川知司委員長 これについて意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。

伊場勇副委員長 12月10日に樋口さんから出た意見に対してです。「議会人とは組織の中の一人のことであり、議員とは個人一人のことであると考えます。」です。以上です。

長谷川知司委員長 意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。

伊場勇副委員長 1月26日付けの樋口さんからの意見に対して、まず、1についての考えと対応は、「コロナ対策は重要と考え、マスク着用は維持したいと考えます。マスク着用とした場合でも、相手に聞き取りやすいように、はっきり発言するように気を付けていきます。」。以上です。

長谷川知司委員長 これについては、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
では、次に行きます。

伊場勇副委員長 2、政策討論会の開催についてです。考えと対応については、
「最近、政策討論会を行っていません。今のままでは政策立案に至らない
ため、どのような方法があるか考えていきます。」。以上です。

長谷川知司委員長 これについては。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次に行き
ましょう。

伊場勇副委員長 3、会派の意味について。それに対して、「会派は、政策を
中心に同一の理念を共有して、政策立案及び政策提言に資するものです。
掲載については、貴重な御意見として承ります。」としています。

長谷川知司委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上
でモニターに、これで回答させていただくことにします。大変あ
りがとうございました。次は5です。標準市議会会議規則の一部改正に
伴う取扱いについて。資料7です。これについて事務局から説明をお願
いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 これは一度、1月15日の第54回議会運営
委員会において提示しました。この後に、2月の理事会で正式に決定し
たということで、その文書が今回提示しているものになります。内容は
変わってはおりません。あとは本市議会が標準市議会会議規則に準じて、
改正をするかどうか、それ以外にもこういう事項を入れたほうがいいん
じゃないかっていうことであろうと思いますので、そこをまずしっかり
議論していただいて、改正するのであれば、できれば6月定例会か9月
定例会までに改正していくべきではないかなと思って提示しております。
懸念となっているのは、欠席届のこと、そしてもう一つが、押印に関す

るものです。もうこれも一度説明しておりますので、そこは端折りますが、また読んでいただいて、先ほど言った6月定例会か9月定例会には出せればと思います。問題は、ずっとこれも以前からありました欠席届の運用面になってこようかと思います。そこをきちんと整えるのか、整えてから会議規則を併せて改正するのか、整えずに今までどおりの運用で行って会議規則を改正するのかとか、いろいろ考え方はありますので、そこを皆さんで議論してから決定していただければと思います。

長谷川知司委員長 はい、分かりました。今事務局から説明がありましたように、まず2ページに欠席届についての新旧対照表があります。これについては皆様方、前回異論はなかったと記憶しております。また押印についても、6ページに新旧対照表がありまして、これについても別に異論はなかったと理解しておりますが、問題は先ほども言いましたように、欠席届の運用面です。これをどうするか話し合うということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）欠席届の運用面についてどうするかですが、それを作るか、それとも今までどおり議長が受理して終わりにするかです。例えば本会議中の欠席であれば、診断書を出すとか、そういう文書を作るかどうかです。

高松秀樹委員 今までどおりの運用で十分だと思っております。

長谷川知司委員長 今までどおりというのは、もう議員の判断に任ずということですね。口頭でもいいし、診断書を出してもいいということですか。（発言する者あり）届出を出すと。それによる添付書類は本人の意思にすると。

伊場勇副委員長 ですので、今の書式等々を変える必要はないと思います。以上です。（発言する者あり）欠席届の届出です。

河野朋子委員 何でこれが問題になったかといったら、以前、ある議員が長期欠

席されたときの診断書が出されているのかとか、そういったことで、たしか何かしらの指摘があったんですね。それで、この欠席届について、今までどおりでいいのかどうか、考え直そうというようなこともあったと思います。本当にそれでいいのか、きちんと説明責任を果たしているか、今までそれでよかったのかということについて、少し見直す必要もあるんじゃないかなとは思いますが、どうなんでしょうか。

伊場勇副委員長 標準市会議規則の第2条と第91条における欠席について、倣って変えることはいいと思います。より内容が詳しくなっていることと加えて、出産のため出席できないこともしっかりと明記することが必要だと思います。それを変えた上で、本議会としてどう運用していくかというところは、例えば長期の場合1週間以上は診断書を必要とするのであるとか、そういうところは、ちょっとまた検討していくべきではないかなと思いますが、今のところは今までどおりとしながらも、今すぐ変えることは難しいかなとも思っています。

長谷川知司委員長 副委員長の意見は高松委員とちょっと違いまして、高松委員はあくまでも今までどおりでいいんじゃないかということで、必要があれば議長がそれを指摘すべきじゃないかということでした。病気についてはプライバシーの問題もありますので、議長にそれを報告することで事足りるというのが今までの考え方だと思います。どこまで求めるかは問題なんです。

山田伸幸議員 運用についての明文化はあるんですかね。

中村議会事務局主査兼議事係長 明文化というのはどこのですか。本市議会という意味でしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)ありません。

山田伸幸議員 だから、このものだけなんよね。

長谷川知司委員長 一つの考え方として、会議規則は変えますが、運用についてはやってみて、問題が生じたときにそれはそのとき考えるというやり方もあると思うんです。一方で、今から運用まできちんとそろえておくべきかどうかという考え方もあると思うんです。議長としてはどう思われますか。運用については議長の判断で処理していただくということで、議長はそれでよろしいですか。

小野泰議長 私としては特には困りませんが、皆さん方がきちんと明文化しておく必要があると言われれば、それでも結構ですし、その辺は議論していただければと思います。

長谷川知司委員長 議長が言われましたように困りませんということですが、議長に全てのしわ寄せが行くから、ここで明文化しておいたらという意見もあるかもしれません。それについて、皆さん意見があれば。まず規則を改正することについて、皆さんの意見をお聞きしたいと思います。改正する方向でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、改正はします。運用面についてどうしましょうか。（発言する者あり）今までどおり。議長が困ったときには、また議運に諮問されると思いますので、今までどおりということでもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）今までどおりということにしたいと思いますが、事務局から何かありますか。

中村議会事務局主査兼議事係長 では、今ここにお出ししているのは、標準市議会会議規則の新旧対照表ですので、今度は本市のものを次回の議会運営委員会で提示します。

長谷川知司委員長 もし会派において運用について必要とかあれば、そのときまた言ってください。次、その他です。次回の議会運営委員会の開催日は、5月21日の午後2時からです。全員協議会の開催日時は5月20日の午前9時30分から議運決定事項の報告ということですが、ちよっ

と待ってください。9時になるんじゃないですかね。本会議を9時半にしたんじゃないですかね。

山田伸幸議員 あれは代表質問ですよ。

長谷川知司委員長 御無礼しました。勘違いしておりました。5月20日の午前9時半から議運決定事項の報告を全協で行います。3、その他。何かありますか。

伊場勇副委員長 5月20日の全協での議運決定事項の報告のときに、モニターからの意見にもありましたが、マスクをしての発言については、はっきり言っていただくように、できるだけ分かりやすく、努力してもらえれば、市民がより聞きやすくなるかなと思いますので、それも加えて報告していただけたらいいかなと思います。

長谷川知司委員長 それを報告に加えるということですね。ほかにありますか。

中村議会事務局主査兼議事係長 一つ御報告です。ちょっと日にちがたって申し訳ありません、3月26日付けで会派みらい21に中村議員が入会されております。御報告します。

長谷川知司委員長 最大会派になったわけですね。ほかにありますか。「なし」と呼ぶ者あり)ないようでしたら、これで議会運営委員会を終わります。お疲れ様でした。

午後3時25分 散会

令和3年(2021年)5月14日

議会運営委員長 長谷川 知 司